

春秋会 2024年度 第5回幹事会

日時：8月23日（金）正午～13時

場所：大阪弁護士会1004会議室+Zoom ミーティング

《議事の内容（予定）》

- 1 **【決議】** 定時総会（9月25日18時～）の議題について
 - （1）2023年度決算承認
 - （2）幹事の選任 66期・金星姫会員
 - （3）春秋会会則改正（幹事の選任について）
 - （4）会費規則改定
- 2 新入会員の報告 吉川亮太会員（76期・大阪法律事務所）
- 3 各種委員会からの活動報告／選考，政策，広報，研修，親睦，若手会
- 4 大弁会務報告
- 5 各種行事の案内

| | |
|---------|-------------------------|
| 9月25日 | 9月総会@大阪弁護士会館201・202会議室 |
| 10月3、4日 | 日弁連人権大会@名古屋（3日19時～懇親会） |
| 10月20日 | 大阪弁護士会 運動会@万博記念公園 |
| 12月20日 | 12月総会@大阪弁護士会館203・204会議室 |

2023年度 決算報告書

2023年4月14日～2024年4月10日

| | | 予算額 | 執行状況 | 執行割合 | 備考 |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|---|
| 収入 | | | | | |
| | 会費 | 10,000,000 | 9,500,000 | 95.00% | ※2021年度会員数(668名)、2022年度会員数(677名)、2023年度会員数(662名) ※2024.4.10時点 |
| | 特別拠出金 | 0 | 190,000 | | ※2023年度は特別拠出金の納入をお願いしていないため |
| | 懇親会会費等収入 | 0 | 2,723,596 | - | ※新人歓迎会兼当選祝賀会502,680円、新人歓迎旅行2,220,916円 |
| | 選挙予納金戻金 | 630,000 | 688,616 | 109.30% | ※選挙予納金が一部還付 |
| | その他 | 0 | 0 | - | |
| | 収入計 | 10,630,000 | 13,102,212 | 123.26% | |
| 支出 | | | | | |
| | 経常費 | 2,370,000 | 1,913,305 | 80.73% | |
| | 施設費 | 200,000 | 100,870 | 50.44% | ※会議室使用料(幹事会、選考委員会、総会、各期幹事会等) |
| | 通信費 | 600,000 | 252,115 | 42.02% | ※FAX-斉送信費用(1回あたり約16,000円 1枚24円)、ドロップボックスライセンス料、ZOOM利用料、FAX個別送信費用(1枚10円) |
| | 嘱託報酬 | 1,320,000 | 1,320,000 | 100.00% | ※月額110,000円 |
| | 事務費 | 200,000 | 210,785 | 105.39% | ※コピー代等 |
| | その他支払手数料 | 50,000 | 29,535 | 59.07% | ※振込手数料等 |
| | 政策委員会 | 480,000 | 282,411 | 58.84% | |
| | 勉強会・意見交換会実施費用 | 100,000 | 83,661 | 83.66% | ※年2回実施 通信費、講師謝礼交通費、施設費 |
| | 政策シンガ実施費用 | 320,000 | 198,750 | 62.11% | ※年2回実施 通信費、講師謝礼交通費、施設費 |
| | 雑費 | 60,000 | 0 | 0.00% | 反訳費用等 |
| | 広報委員会 | 2,830,000 | 2,418,394 | 85.46% | |
| | 会報(春号・秋号) | 2,400,000 | 2,234,930 | 93.12% | ※秋号春号とも基本的に電子ブック |
| | ホームページ・サーバーレンタル費 | 30,000 | 1,668 | 5.56% | |
| | ホームページ改修等費用 | 100,000 | 41,800 | 41.80% | ページ更新料等 |
| | 取材費用 | 300,000 | 139,996 | 46.67% | |
| | 研修委員会 | 500,000 | 283,050 | 56.61% | |
| | 研修費用 | 500,000 | 283,050 | 56.61% | 研修、映画上映会(講師謝礼、会場費用、上映料金等) |
| | 親睦委員会 | 1,050,000 | 1,121,893 | 106.85% | |
| | 親睦費 | 1,050,000 | 1,121,893 | 106.85% | |
| | 若手会 | 1,000,000 | 1,000,000 | 100.00% | |
| | 若手会補助金 | 1,000,000 | 1,000,000 | 100.00% | ※渡切り、独自会計。 |
| | 若手会員活動活性化費 | 3,000,000 | 3,477,220 | 115.91% | |
| | 新人歓迎旅行補助金 | 2,700,000 | 3,456,220 | 128.01% | (参考)旅行代金収入との差額1,235,304円) |
| | 企画参加促進費 | 300,000 | 21,000 | 7.00% | ※2022年度新設。企画参加促進費は年30万円を上限。 |
| | その他 | 3,962,000 | 1,965,918 | 49.62% | |
| | 弁護士会等行事参加促進費 | 250,000 | 0 | 0.00% | ※2018年度新設 |
| | 選挙予納金 | 700,000 | 730,000 | 104.29% | |
| | 慶弔費 | 250,000 | 76,930 | 30.77% | ※慶弔規則による(香典、独立祝い等) |
| | 登録40周年記念品 | 30,000 | 26,400 | 88.00% | ※慶弔規則による(2023年度35期3名)。1人10000円。 |
| | 委員会活動運営補助費・活性化費 | 2,232,000 | 857,000 | 38.40% | ※2022年度新設。3000円×各委員会人数×6(政策28,広報26,研修25,親睦28,若手会9,正副8) |
| | 懇親費 | 300,000 | 156,500 | 52.17% | 役員懇親会の補助等 |
| | その他 | 200,000 | 119,088 | 59.54% | 会費誤入金返金、会長等当選祝花代 |
| | 支出計 | 15,192,000 | 12,462,191 | 82.03% | |
| | 2024.4.10時点収支差額 | | 640,021 | | |
| | 2022年度からの繰越金 | | 24,150,047 | - | ※2023.4.14時点 |
| | | | 24,790,068 | - | ※2024.4.10時点通帳残高 |

春秋会 9 月総会議案 会則改正の件

決議を求める事項

会費規則を、別紙新旧対照表の「改正案」のとおり改正する。
字句修正は正副幹事長に一任する。

提 案 理 由

第 1 幹事の選任（第 5 条第 2 項）

- 1 会則第 5 条第 2 項は、前年度の 3 月総会において、次年度の幹事の選任決議を行うことを定めている。
- 2 しかし、第 77 期司法修習生の新規弁護士登録は、2025 年 3 月下旬以降になる予定であり、前年度の 3 月総会（2025 年 3 月開催）の時点では登録未了であり、春秋会の会員ではないため、幹事の選任決議を行うことができない。第 78 期以降も、同様の問題が継続して生じるものと見込まれる。
そこで、第 77 期以降については、前年度 3 月総会決議によらない選任方法を定める必要がある。
- 3 また、前年度 3 月総会で幹事に選任された者が、傷病や留学等によって欠けることも想定され、その場合、速やかに新たな幹事を選任する必要もある。
- 4 この点、上記 2 及び 3 の場合は、従前の会則第 5 条 2 項に定める「やむを得ない場合」にあたると思われる。
しかし、この場合の選任手続は、その後に開催される総会決議によらなければならないとされているため、速やかに幹事を選任することができない。
- 5 そこで、会則第 5 条第 2 項において、幹事長において新たな幹事を選任できることとし、かつ、その選任については次の総会で承認決議を要することとしたい。

第 2 幹事長の責務（第 7 条第 2 項）

- 1 会則第 7 条第 2 項は、幹事長の責務として、総会決議事項、幹事会決議事項を除く会務を決定し、執行することを定めている。
- 2 この点、総会の定めにつき、2019 年 12 月総会での会則改正において、会則第 4 条第 5 項に総会における web 方式による参加を認める規定、また、同条第 8 項に電磁的方式による委任状提出を認める規定が新設された。

これに伴って、総会決議事項の定めが、同条第8項から、同条第10項へと変更となった。

- 3 幹事会の定めについても、同改正において、会第6条5条に幹事会におけるweb方式による参加を認める規定、また、同条第7項に電磁的方式による委任状提出を認める規定が新設された。

これに伴って、幹事会決議事項の定めが、同条第7項から同条第9項へと変更になった。

- 4 上記3及び4の変更に伴い、幹事長の責務を定める会則第7条第2項についても、総会決議事項につき第4条第10項、幹事会決議事項につき第6条第9項と改正する必要がある。

- 5 以上につき、承認を求める。

【春秋会会則】新旧対照表

| 【改正案】 | 【現行】 |
|--|--|
| <p>(総会)</p> <p>第4条 当会は、毎年9月、12月及び3月に定時総会を開催する。</p> <p>(中略)</p> <p>8 会員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識できない方式で、電子計算機による情報処理の用に供される方法（以下「電磁的方法」という。）、またはファックスにより提出することができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。</p> <p>9 総会の決議は、会員の5分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。</p> <p>10 総会は、次に掲げる事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会則の変更 2) 会員の除名 3) 解散 4) 規則の制定及びその変更 5) 幹事の選任 6) 会費の額の変更 7) 決算の承認 8) 大阪弁護士会の会長及び副会長の候補者の推薦 9) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項 <p>11 総会の議事は議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p> | <p>(総会)</p> <p>第4条 当会は、毎年9月、12月及び3月に定時総会を開催する。</p> <p>(中略)</p> <p>8 会員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識できない方式で、電子計算機による情報処理の用に供される方法（以下「電磁的方法」という。）、またはファックスにより提出することができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。</p> <p>9 総会の決議は、会員の5分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。</p> <p>10 総会は、次に掲げる事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会則の変更 2) 会員の除名 3) 解散 4) 規則の制定及びその変更 5) 幹事の選任 6) 会費の額の変更 7) 決算の承認 8) 大阪弁護士会の会長及び副会長の候補者の推薦 9) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項 <p>11 総会の議事は議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(幹事)</p> <p>第5条 幹事は、幹事長、副幹事長、全期幹事及び各期幹事からなる。</p> <p>2 幹事長は前年度の12月総会での決議によって選任し、その余の幹事は前年度の3月総会での決議によって選任する。ただし、やむを得ない場合は、<u>幹事長において幹事を選任することができる。この場合、その後に開催する総会で承認の決議を経なければならない。</u></p> | <p>(幹事)</p> <p>第5条 幹事は、幹事長、副幹事長、全期幹事及び各期幹事からなる。</p> <p>2 幹事長は前年度の12月総会での決議によって選任し、その余の幹事は前年度の3月総会での決議によって選任する。ただし、やむを得ない場合は、<u>その後に開催する総会での決議によって選任する。</u></p> |
| <p>(幹事会)</p> <p>第6条 幹事会は幹事で組織する。</p> <p>(中略)</p> <p>7 幹事長が認めた場合、幹事は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法、またはファックスにより提供することができる。</p> <p>8 幹事会の決議は、幹事の3分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、その過半数をもってする。</p> <p>9 幹事会は、次に掲げる事項について決議する。但し、第4条8項（総会決議事項）及び第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 総会の開催 2) 次年度幹事長の推薦 3) 細則の制定及び変更 4) 予算の承認 5) 特別委員会の設置 6) 新入会員入会の承認 7) 会費の免除 8) 大阪弁護士会の役職のうち、会長・副会長以外の役職についての、選考委員会に対する候補者推薦の付託 | <p>(幹事会)</p> <p>第6条 幹事会は幹事で組織する。</p> <p>(中略)</p> <p>7 幹事長が認めた場合、幹事は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法、またはファックスにより提供することができる。</p> <p>8 幹事会の決議は、幹事の3分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、その過半数をもってする。</p> <p>9 幹事会は、次に掲げる事項について決議する。但し、第4条8項（総会決議事項）及び第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 総会の開催 2) 次年度幹事長の推薦 3) 細則の制定及び変更 4) 予算の承認 5) 特別委員会の設置 6) 新入会員入会の承認 7) 会費の免除 8) 大阪弁護士会の役職のうち、会長・副会長以外の役職についての、選考委員会に対する候補者推薦の付託 |

| | |
|---|--|
| <p>9) 総会の決議又は規則により幹事会が決定すべきこととされた事項</p> <p>10) 総会決議の付託</p> <p>11) その他の重要な会務に関する事項</p> <p>10 各期幹事は、幹事会が決議すべき事項のうち、幹事会が会員の意見を確認することを必要と決議した事項については、あらかじめ、その所属期の会員の意見を聞かなければならない。</p> <p>11 幹事会の議事は、議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p> <p>(幹事長及び副幹事長)</p> <p>第7条 幹事長は、当会を代表し、総会及び幹事会の決議に従って会務を執行する。</p> <p>2 前項のほか、幹事長は、<u>第4条10項</u>、<u>第6条9項</u>及び第8条2項の各事項を除く会務を決定し、執行する。</p> | <p>9) 総会の決議又は規則により幹事会が決定すべきこととされた事項</p> <p>10) 総会決議の付託</p> <p>11) その他の重要な会務に関する事項</p> <p>10 各期幹事は、幹事会が決議すべき事項のうち、幹事会が会員の意見を確認することを必要と決議した事項については、あらかじめ、その所属期の会員の意見を聞かなければならない。</p> <p>11 幹事会の議事は、議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p> <p>(幹事長及び副幹事長)</p> <p>第7条 幹事長は、当会を代表し、総会及び幹事会の決議に従って会務を執行する。</p> <p>2 前項のほか、幹事長は、<u>第4条8項</u>、<u>第6条7項</u>及び第8条2項の各事項を除く会務を決定し、執行する。</p> |
|---|--|

春秋会 9月総会議案 会費規則改正の件

決議を求める事項

会費規則を、別紙新旧対照表の「改正案」のとおり改正する。

字句修正は正副幹事長に一任する。

提 案 理 由

1 年会費の減額については、昨年度会費減額検討PTが組織され、修習終了10年未満の若手会員についてのみ会費減額をなすこと、特別拠出金制度は維持することが相当である旨の答申を得たところである。この答申について、昨年度幹事会、総会、今年度幹事会において、報告及び議論を行った結果、賛成意見が得られていることに対し、消極的な意見は見られなかった。そこで、答申に沿った年会費の減額改正を行うこととしたい。

2 これまで新規登録弁護士の春秋会への入会は、毎年12月中頃から翌年の1月末頃まで（新人歓迎会の実施時期頃まで）になされていた。現行規則では、第2条で「入会して最初に4月1日を迎えた年の分の年会費は、免除する。」とされているので、入会から1年3か月程度の期間、免除されてきた。

ところで、司法修習の終了の時期が、現在修習中の第77期より、3月末頃になり、弁護士会への登録は、2025年（令和7年）4月1日以降になると考えられ、翌年以降の同様になる見込みである。春秋会への入会申込時期はさらにそれ以降、入会承認は、4月の第1回幹事会決議以降となる。これを現行の規則にあてはめると、最初に4月1日を迎えた年は2026年4月1日であるから、2026年度の年会費は免除となり、約2年間免除されることになる。他方、20

2 5年度分の位置づけには疑義も生じる。

そもそも、第2条の趣旨は、新規入会の初年度の会費は免除しようとする趣旨と解されるから、この趣旨にかなうよう、端的に「入会した年度の年会費は免除する」とするのが相当であると思料する。

3 会費免除の事由として、現行規則上、「法曹在職通算50年又は75歳に達した会員」は、届出によって翌年度の会費が免除されていることとなっている。

そのため、法曹在職通算50年に達した会員の多くから届出がされている。この免除の届出は一度なされると、次年度以降も継続して当然に会費が免除されることとなっている。しかし、一度、届出をしていただいた会員について、翌年度以降の執行部に引き継ぐことは管理上困難であり、残念ながら誤って未納の督促をしたり、あらためて届出をいただくなどの不都合が散見される状況となっている。この点、過去において、届出をいただいているか否かについて確認する作業の負担も大きく、また不可能な場合も考えられる。

法曹在職通算50年に達している会員の大半は、既に、会費免除の届出をいただいている状況である。

他方、法曹在職通算50周年に達している会員の中にも、会費を納付いただいている会員もおられ、感謝の意を尽くしたいが、特別拠出金として納付いただくことで、今後も、会派の財政に寄与していただくことが可能である。

以上の状況にかんがみると、法曹在職通算50年に達した会員については、届出がなくとも、司法修習期によって、法曹在職通算50年に達していることを執行部において確認することができるため、会費の支払義務は免除し、納付のお気持ちのある会員については、特別拠出金のお支払いをもって、会派の財政に寄与していただくことが相当と思料する

そこで、法曹在職通算50年に達した会員については、届出を要することなく会費を免除することとしたい。

他方、法曹在職50周年に達しない方でも、75歳に達した方もいらっしゃる
ところ、この点は執行部においての把握は困難であるため、従前どおりの枠組み
を維持することでやむを得ないと考えるところである。

3 以上につき、承認を求める。

添付書類

会費減額PT答申書

答申書要約版

【会費規則 新旧対照表】

| 【改正案】 | 【現行】 |
|--|---|
| <p>(年会費)</p> <p>第1条 <u>年会費は次のとおりとする。</u></p> <p>1) <u>4月1日時点において、修習終了後10年を経過した会員</u> 2万円</p> <p>2) <u>その他の会員</u> 1万円</p> <p>(会費免除)</p> <p>第2条 入会した年度の年会費は、免除する。</p> <p>2 次の各号に掲げる会員については、当該各号に定める期間、定める金額につき、年会費を免除する。</p> <p>1) 4月1日の時点において、<u>法曹在職通算50年に達した会員</u></p> <p><u>達した年度以降の入会期間</u> 2万円</p> <p>2) <u>4月1日の時点において、満75歳に達しその旨を幹事長に届け出た会員</u></p> <p><u>届け出た日が属する年度以降の入会期間</u> 2万円</p> <p>3) 産前産後休業、育児休業、介護休業、海外留学、疾病など、会費を納めさせる</p> | <p>(年会費)</p> <p>第1条 年会費は2万円とする。</p> <p>(会費免除)</p> <p>第2条 入会して最初に4月1日を迎えた年の分の年会費は、免除する。</p> <p>2 次の各号に掲げる会員については、当該各号に定める期間、定める金額につき、年会費を免除する。</p> <p>1) 4月1日の時点において、<u>法曹在職通算50年または満75歳に達し、その旨を幹事長に届け出た会員</u> <u>届け出た日が属する年度以降の入会期間</u> 2万円</p> <p>2) 産前産後休業、育児休業、介護休業、海外留学、疾病など、会費を納めさせることが適当でない事由があり、その旨を幹事長に届け出た後に、幹事会の承認決議を得た</p> |

| | |
|--|---|
| <p>ことが適当でない事由があり、その旨を 幹事長に届け出た後に、幹事会の承認決 議を得た会員 届け出た日が属する年度 の1年 2万円 <u>(現行の第3号につき削除)</u></p> | <p>会員 届け出た日が属する年度の1年 2万円 <u>3) 平成23年11月28日から平成28年 12月2日までに司法修習を開始し、4月 1日に、修習修了後5年を経過し、かつ、 10年を経過しておらず、その旨を幹事長 に届け出た会員 届け出た日が属する年 度の1年 1万円</u></p> |
|--|---|

春秋会広報委員会 活動報告(8月22日幹事会)

広報委員長 河野雄介

1. 会報 111 号(秋号)について

- ・(10周年、40周年、巻頭言、副会長報告、特集)
- ・特集Ⅰ(政策委員会シンポジウム)→『政治とカネ』問題と弁護士の役割
- ・特集Ⅱ(能登取材旅行8月3日・4日)「能登半島のいまー進まぬ復興ー」
- ・9/25頃 完成予定

2. ニュースレター9月号

・行事報告

- | | | |
|-------|---|-----------------------|
| 7月16日 | 火 | 事務所経営研修(広瀬会員)、懇親会 若手会 |
| 8月28日 | 水 | 破産研修その2(浦会員)、懇親会 若手会 |

・行事告知

- | | | |
|-------|---|------------------------|
| 9月7日 | 土 | 14:30～酒造見学 |
| 9月20日 | 金 | 18:00～ 春秋の日「過労死問題」松丸先生 |
| 9月27日 | 金 | 19:00～ 若手会ビアガーデン 若手会 |
| 9月25日 | 水 | 18:00～ 春秋会9月総会 |

- ・島めぐり(広瀬委員)
- ・執行部便り

以上

春秋会研修委員会活動報告（5）

2024年8月23日

研修委員長 山本 婦紗子

1. 親睦委員会との共催企画～梅乃宿酒造酒蔵見学&梅酒 or 梅シロップ製造体験
日時 令和6年9月7日（土）14時30分～16時30分頃
行程 工場見学+梅酒・梅シロップ製造体験
移動手段 各自自家用車もしくは最寄駅（近鉄新庄駅）からのタクシー
費用 蔵見学料金 1000 円（税込）+梅酒 or 梅シロップ作り体験料金 1500 円は会から補助。梅酒 or 梅シロップ作り体験において選ぶお酒の種類や瓶の大きさにより発生する追加料金については各自負担
参加予定者 14名（ご家族含む）

2. 春秋の日～松丸先生をお呼びして過労死問題について
日時 令和6年9月20日 18時～20時
場所 sumile OSAKA
費用 56期以上；6000円
57期～66期まで；3000円
67期～76期まで；無料
告知済み 今後も、案内を行う予定

- ※以下は前回と変わらず
3. 岡口裁判官を講師としてお呼びして行う研修
日時 令和7年2月7日（水）18時から
場所 弁護士会館2階 201会議室
開催形式 リアル+オンライン
講演内容；①事実認定とは（1時間）初學者向け
②裁判官生活を振り返って（1時間）
③弾劾裁判について
・タイムテーブル、案内文等は追って決める

4. デジタルツール研修
日時、段取り 次回委員会で決める

5. ビジネスマナー研修
・次年度早い段階で開催（77期が登録する4月に合わせるというのではないが）。
・12月頃から決めていく方向

以上

2024 年度第 5 回親睦委員会

開催日時：令和 6 年 6 月 13 日 18 時 00 分～

参加者：担当副幹事長 板崎

委員長 間野

委員 浦、横瀬、中原、満村、宮崎、鈴木

第 1 企画：梅乃宿蔵見学&梅酒、梅シロップづくり体験の件の報告

- ・参加申し込み者 14 名
- ・日時 9 月 7 日（土）14 時 30 分から 2 時間程度を予定

第 2 企画：地引網&アウトドア企画の件

- ・担当委員の出席がないため、企画担当長の松尾先生から後日進捗をメーリングリストで報告をいただくことに。

第 3 企画：ワインの夕べの件

- ・従前同企画を実施していたリーガロイヤルホテルの会場が現在リニューアル工事中であるため、9 月中旬まで情報がなく、現時点で詰めることができません。
- ・来年に企画を回すと他の企画との調整や 11 月、12 月の企画を別途考える必要があるため、時期としては、年内に実施できれば実施したい（委員長）
- ・別の会場で開催することも検討してもらうことに。
- ・会場については、フォーシーズンズホテルで開催できないか連絡を取ってみるようになった（連絡係：満村先生）

第 4 企画：来年度の新人歓迎旅行の件

- ・JTB からの提案書の内容を確認（国内 2 件、海外 2 件、国内 1 泊、海外 2 泊）
- ・国内は仙台、もしくは山口 費用としては、前者が約 10 万 8000 円、後者が約 9 万 7000 円。
- ・海外は台湾もしくは韓国 費用としては前者が約 16 万 7000 円、後者が約 19 万円
- ・意見としては、10 万円を超える旅行になると負担感が大きくなるか、2 泊することが新人で可能かなどの意見が出た。出席者限りで行けば国内旅行とすることでコンセンサスを得た。引き続き委員会で検討することになった。

若手会 2024 年 8 月活動報告

2024 年 8 月 23 日 (金)
若手会世話役代表 前野陽平

1 開催済み企画の案内

(1) 令和 6 年 7 月 30 日に春秋会サマーフェスを開催。※親睦委員との共催。

2 世話役会議

令和 6 年 8 月 21 日に第 5 回世話役会議を開催。※次回は 9 月 19 日 (木)

3 今後の予定

- ・同年 8 月 28 日 浦先生 第 2 回破産研修及び懇親会
- ・同年 9 月 27 日 若手会ビアガーデン ※ANA クラウン 19 時 20 名予約済み
- ・同年 10 月頃 各会派若手会対抗ゴルフ ※日程未定
- ・同年 11 月 9 日 春秋会ゴルフ ※共催
- ・同年 11 月頃 屋形船企画 (※松茸すき焼き食べ放題コース開催予定を確認)
- ・その他 (美食会、研修、共催企画、追いコン等について引き続き検討)

以上

春秋会 幹事会 大阪弁護士会 副会長 会務報告 2024年8月

2024年度 副会長 松井 淑子

1 報告事項

- (1) 大阪弁護士会 eラーニングサイトの利用停止のその後
 - ・日弁連_8月、随時 YouTube 利用
 - ・大弁_業者との協議を継続中/日弁連・東弁と情報共有
 - _ひとまず9月中を目処に、業者提供の Lstep サービスの利用予定。
 - _50本程度。相談等の登録要件対象となっている研修を中心に。
 - _10単位の研修受講義務は、維持。
 - _最終的に/業者との費用についての交渉次第。
 - _研修のビデオ提供/受講義務と受講管理/費用
- (2) その他

2 その他、課題

- (1) 研修企画等の広報、周知方法のあり方
 - 脱紙/レターケース、棚置き廃止のその後
- (2) 弁護士会としての課題
 - ・不透明な財務状況
 - 単年度でなく取り組めるよう、横断的な PT 設置の動き
 - ・お金の関係で
 - ・会務有償化の拡大と適正価額
 - ・外部講師への報酬等のあり方
 - ・広報費用、渉外費用と効果、還元
 - ・今年度の懲戒事例の多発傾向
 - ・原因と対策
- (3) 法改正関係_日弁連
 - ・再審法改正
 - ・選択的夫婦別姓

以上